

6 契約のはなし

◆契約とは —— 口約束もりっぱな契約

クレジットカードの利用も消費者金融会社からの借り入れも、みんな「借金の契約」です。その「契約」にもとづき、あなたは支払いを求められるのです。

契約とは、一言でいうと、法的な約束ごとのことです。「法的」というのは、もし、この約束の内容が守られなければ、国（裁判所）の力でこの約束を実現させることができるという意味です。「払わなければ裁判にかかるぞ！」とよくいわれるのはこのためです。

契約はどのようにして成立するのでしょうか。

たとえばある人が友達からノートパソコンを譲ってもらおうとするとき、その人が「5万円で買いたい」と申し込み、友達が「よし売ってやる」と答えたときに、契約は成立します。口約束でも約束は約束、りっぱに契約が成立するのです。あとから、「もう少しまけてくれ」といったり、「惜しくなったから売らない」といってもあとの祭りです。

また、ノートパソコンを売ってもらってから、「やっぱりいらない」といってノートパソコンを送り返したとしても、一度合意した契約を一方的に解約することはできません。



◆もし、契約を守らなかつたら……

5万円を支払ったのに、友達がノートパソコンを渡してくれないときはどうしたらいいでしょうか。

友達の家へ行って、むりやりに、あるいは黙ってもっててくることはできません。そんなことをしたら犯罪になります。しかし、裁判所に訴えを出して、裁判所の力で強制的に友達からノートパソコンをもってきてもらうことはできるのです。これを強制執行といいます。

反対に、ノートパソコンを受け取りながらお金を払わないときも全く同じです。友達は、パソコンを譲った相手の財布から強引にお金をもっていくことは許されませんが、裁判所は強制的にお金を取り立てることができます。ですから、「契約をしたら、必ず責任をとらされる」ということです。



「契約」はあなたを しばります



○か×か？「契約」の基礎知識クイズ

クイズ① 18歳になったK君が親に内緒でバイクを買いました。父親が、この契約を取り消してバイクを返すと交換に、代金を取りもどすことはできない。

クイズ② Mさんは真珠のネックレスを30万円のクレジットで買ったが、連帯保証人の欄に母親の名前を書いて判を押した。母親はMさんに代わって払う必要はない。

5

クイズ③ 「入会を希望しないときは、その旨を10日以内にご通知下さい。ご通知のない場合は入会いただいたものと解します」という手紙といっしょに会員カードが送られてきた。入会しない、との通知をしないと、入会金を払わなければならない。

クイズ④ DVDレコーダーを代金立て替え払いのクレジットで買ったが、DVDレコーダーの調子がよくない。信販会社から立替金の請求がきてもすぐに払う必要はない。

10

(正解はp.24)

◆未成年者の契約

未成年者（満20歳*の誕生日の前日まで）が契約をするには、親などの法定代理人の許可が必要です。法定代理人の同意を得ないで行った契約は、いったん有効に成立したあとでも取り消すことができます。これは民法に定められた未成年者を保護する規定です。
ただし、次の場合は取り消しできません。

15

- ① お小遣いのように未成年者が処分を許された範囲内の額で支払った場合
- ② 身分証明書を偽造して使用するなど成人であるように偽装した場合
- ③ 結婚した場合（成年に達したとみなされます）

* 民法改正により2022年4月1日から18歳になります。

頭の体操1の正解

- ④の、約20万円が正解です。
 A社への1ヶ月後の返済金は
 $100,000\text{円} \times (1+0.015) = 101,500\text{円}$
 B社への1ヶ月後の返済金は
 $101,500\text{円} \times (1+0.015) = 103,023\text{円}$
 C, D, E……と48回続けると、20万4,348円になります。
 通算5年後には、24万4,322円
 通算10年後には、59万6,932円
 という多額の金額になります。

頭の体操2の正解

- A社の日歩計算のほうが高い。
 A社の場合、実質年率に直すと、
 $0.04 / 100 \times 365\text{日} = 0.146$ (年14.6%) となり、借入金10万円の1年後の利息は、1万4,600円です。
 B社の場合、1年後の利息は、
 $10\text{万円} \times 0.14 \times 1 / 2\text{年} = 7,000\text{円}$ (前半期利息)
 $107,000 \times 0.14 \times 1 / 2 = 7,490\text{円}$ (後半期利息)
 $7,000\text{円} + 7,490\text{円} = 14,490\text{円}$ (1年後の利息)
 実質年率になおすと、
 $14,490\text{円} / 100,000\text{円} = 0.1449$ (年14.49%)

20

25

30